

新潟県病院局管理規程第19号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第6条の3 六日町・小出病院事業清算事務所に次の課を置く。</p> <p>庶務課 経営第1課 経営第2課</p> <p>（職制上の職）</p> <p>第17条の6 （略）</p> <p>第17条の7 六日町・小出病院事業清算事務所の課に長を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>第17条の8 六日町・小出病院事業清算事務所及びその課に参事、副参事、医事企画員、主査、主任、専門員（次項において「参事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第6条の3 六日町・小出病院事業清算事務所に次の課及び係を置く。</p> <p>庶務課 <u>庶務係</u> 経営第1課 経営第2課 <u>庶務係</u> <u>経営係</u></p> <p>（職制上の職）</p> <p>第17条の6 （略）</p> <p>第17条の7 六日町・小出病院事業清算事務所の課及び係に長を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>第17条の8 六日町・小出病院事業清算事務所並びにその課及び係に参事、副参事、医事企画員、主査、主任、専門員（次項において「参事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。